

令和7年度住民税非課税世帯に対する 物価高騰対策給付金についてお知らせします

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）を踏まえ、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和7年度住民税非課税世帯への給付を行うため、対象となり得る世帯に対し、令和8年4月7日（火）から「支給のお知らせ」又は「確認書」を発送します。

1 支給対象

令和8年2月1日時点で川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和7年度住民税均等割が非課税の世帯（住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く）の世帯主

2 支給額

1世帯当たり1万円（1回限り）

3 発送日

令和8年4月7日（火）以降順次

* 「支給のお知らせ」約95,000世帯、「確認書」約31,000世帯を見込んでいます。

4 受給手続等

(1) 市から「支給のお知らせ」が送付された世帯

次のア～ウの条件をすべて満たす世帯

ア 支給対象に合致していると思われ、かつ川崎市において口座情報（公金受取口座又は令和6年度川崎市物価高騰対策給付金の受取口座）の把握が可能な世帯

イ 令和6年度川崎市物価高騰対策給付金の受給履歴がある世帯

ウ 令和7年1月2日以降に川崎市に転入した方がいない世帯

⇒ **原則、申請不要です。** 辞退等の申し出がない限り、**令和8年4月27日（月）に入金手続を実施**します。

(2) 市から「確認書」が送付された世帯

支給対象に合致していると思われるが、振込口座の確認等が必要な世帯

⇒ **確認書の受取後に電子申請又は郵送申請**が必要です。

* 申請を受け付けてから、振込みまで1～2か月程度かかる見込みです。

(3) 自ら「申請書（電子申請を含む）」を市へ提出する世帯

上記（1）（2）に該当せず、川崎市において対象世帯としての把握が困難な世帯

⇒ 市から「支給のお知らせ」や「確認書」が届かない世帯であっても、DV等により住民票を移さず川崎市に避難している方や離婚された方、令和7年1月1日以降に複数回転居された方等は、支給対象となる場合があります。その場合、5月上旬以降に市ホームページから「電子申請」を行うか「申請書」をダウンロードし、市へ提出いただく必要があります。

* 申請を受け付けてから、振込みまで1～2か月程度かかる見込みです。

5 申請期限

令和8年6月30日（火）

【電子申請：午後11時59分まで／郵送申請：午前9時までに川崎港郵便局留必着】

6 申請手続き等についての問合せ先

川崎市物価高騰対策給付金コールセンター

連絡先：0120-505-211（フリーコール）

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

* 本給付金制度の詳細については、市ホームページを御確認ください。

『川崎市 物価高騰対策給付金（令和7年度住民税非課税世帯）について』

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000184531.html>



【問合せ先】

川崎市総務企画局総務部価格高騰支援給付金担当 宮本

電話 044-200-1932